

短期大学士の創設

文部科学省高等教育局大学振興課

平成一七年七月、学校教育法の一部を改正する法律が成立し、平成一七年一〇月一日より、短期大学の卒業者に「短期大学士」の学位が授与されることとなった。ここでは本制度改正について解説する。

一 短期大学の役割

短期大学は、学校教育法において四年制大学と目的及び修業年限を異にする大学として位置付けられ、制度創設以来、私立短期大学を中心に量的整備が図られ、特に女子の高等教育の場として大きな役割を果たしてきた。しかし、一八歳人口の減少や女子の四年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で、短期大学は他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努め

ることが求められている。

このような状況の中で、短期大学の機能としては、①教養と実務が結合した専門的職業教育、②より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、③地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供などが挙げられてきた。今後とも短期大学が、社会において重要な役割を果たしていくためには、身近な高等教育の一つとして、また、米国のコミュニティ・カレッジのように地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりとして、新時代にふさわしい位置付けがなされるよう、積極的な短期大学の教育の改革が期待されている。

二 短期大学士創設の経緯

短期大学の卒業者については、平成三年に「学士」の学位化等の学位制度の見直しに併せて、短期大学の卒業者に「準学士」の称号が付与されることとなった。この制度改正後、既に一〇年以上が経過し、関係者の間において短期大学の卒業を表すものとして「準学士」の称号がある程度定着し、一定の実績が蓄積されてきた。

また、近年、例えばイギリスにおいて二〇〇一年に短期高等教育の修了者に授与される学位として「*foundation degree*」が導入され、アメリカにおいても、短期高等教育の修了者に授与される「*associate*」が学位として定着しつつあるなど、グローバル化の進む国際社会の中で短期高等教育機関の修了者に学位を与えるという傾向が進んできており、国際的通用性の観点から、我が国の短期大学の課程を修了した者に対して学位を授与することが求められるようになった。

さらに、短期大学関係者からは、短期大学の制度的位置付けを明確化するために学位授与を可能とすべきであるという要望が高まってきた。

このような状況を踏まえ、平成一七年一月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、各高等教育機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多

様性を確保することが重要であり、短期大学も、他の高等教育機関と異なる個性・特色を一層発揮すべきことが提言されており、その一環として学位制度の創設が提言された。

三 短期大学士の学位

短期大学の個性・特色は、身近な高等教育機関として、短期間で、大学としての教養教育とその基礎の上に立った専門教育を提供する点にある。

このことについて、今回の中央教育審議会答申では、「学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の違いを内容面から特徴づけるのは教養教育であり、短期大学における教養教育は、四年制大学の学士課程における教養教育と同様に、自己の人間としての在り方・生き方に関わる教育である」「短期大学の課程の教育上の特色は、こうした『大学における教養教育』を幅広い学習需要に的確に対応したアクセスしやすい形で提供する点にある」等の提言がされている。

今般の制度改正は、このような短期大学において行われる教育の内容に鑑み、短期大学の個性・特色を一層明確化するため、大学教育の課程を修了した知識・能力の証明として授与される学位を、短期大学の卒業者にも授与することを内容とするものである。

特集・短期大学の教育の充実

制度改正により短期大学卒業者に授与されることとなる「学位 (Degree)」は、国際的な通用性を有していることから、我が国の短期大学を卒業した者が外国の大学に留学する場合や、我が国の短期大学に留学していた外国の学生が帰国して就職する場合には、短期大学の卒業という学歴について適切な評価を得られやすいなど、学生の国際交流に資するものと考えられる。

四 短期大学の今後の展開

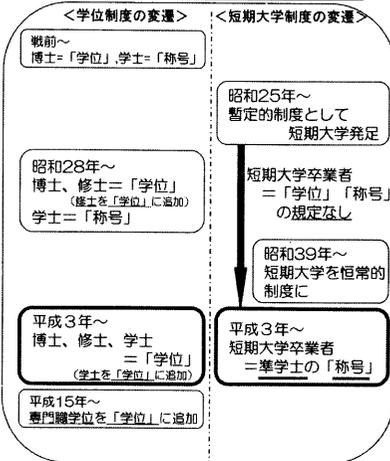
現在、各短期大学においては、資格取得や、ビジネス・語学など社会生活に役立つ様々な授業を展開する新たな学科への転換など、既設学科の見直しが進められている。

また、アメリカのコミュニティ・カレッジをモデルに、地域の多様なニーズに対応し、多彩な科目と柔軟なコース展開を目指す「地域総合科学科」構想への取組も進められている。

今後、各短期大学において、本制度改正の趣旨を踏まえ、その個性・特色をより一層発揮した教育研究が展開され、他の高等教育機関とも相俟って、高等教育機関全体の中で国民の多様なニーズに応えていくことを期待している。

短期大学卒業生への学位授与

学位制度・短期大学制度の変遷



今回の改正の理由・背景

- 短期大学教育の充実・発展
- 短期大学の課程の修了について、国際的な通用性を確保する必要
- 各短期大学における個性・特色を発揮した教育の一層の充実を図る必要

これらの状況に対応するため

短期大学卒業生に
「短期大学士」の学位を授与
するよう制度改正

1. 「学位」と「称号」
「学位」：国際的通用性のある大学(院)教育の課程を修了した知識・能力の証明として大学が授与
「称号」：特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・荣誉があるものとして本人が称することができるもの
2. 学位をめぐる諸外国の動向
英国では2001年に2年制の学位としてfoundation degreeを導入。米国においても、短期大学卒業生に授与されるassociate degree(学位)として定着。